⑷　地方税制を通じた自主性・自立性の強化

地方税は能力と受益に応じて分かち合うことが望ましい税制であり、国の政策によって一方的に減収を強いてはならない。国が地方税法で一律に定めている特例措置は、地方自治体の自主的な判断を損なううえ、必ずしも地域の実情に即したものではなく、適切な政策効果が発揮できていない場合もあると考えられる。原則として、法律の定める範囲内で、地方自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み（地域決定型地方税制特例措置）を導入すべきである。

地方消費税（譲渡割）の賦課徴収事務は現在国が行っているが、これはあくまでも暫定措置であり、本来は、地方自治体が賦課徴収すべきものである。消費税・地方消費税の賦課徴収について、当面は、住民の利便性の向上のため、全国の地方自治体において、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を拡大すべきである。

⑸　地方税のグリーン化

地球温暖化はグローバルな課題だが、その対策はまずローカルで考えなければならない。それぞれの地域で、風土に合った循環型の生き方ができれば、自ずと課題は解消していく。すでに、森林の保全を目的とした森林環境税や産業廃棄物の埋め立てに対する産業廃棄物税などの法定外の地方税の導入が広がっているが、各地で自然的社会的条件に応じた対策と負担の仕方について創意工夫が求められる。

同時に、CO_2排出抑制に向けて、地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改めていかなければならない。地方税のグリーン化である。

現在、国において、燃料に対する環境税（「地球温暖化対策のための税」）の導入が議論されているが、燃料を消費したところで課税する方がCO_2排出抑制の効果は高いことから、本来は、地方税として導入すべきである。国税で課税される際には、地方が地球温暖化対策の相当な部分を担っていることに配慮し、地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべきである。

自動車関係税については、去る12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱の中で、今後の検討事項として、「自動車取得税及び自動車重量税については、『廃止、抜本的な見直しを強く求める』等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。」こととされた。

自動車の取得に対し課される自動車取得税についてみれば、平成21年度に道路特定財源から一般財源化されたことや消費税との二重課税の問題を捉えてその存廃を問う意見もあるが、自動車の走行により、現に交通事故や救急搬送、排気ガス等の社会的費用が発生し、これに対応する地方行政サービスを提供する必要があるために、引き続き課税が継続されている点に留意すべきである。また、消費税との関係についても、自動車取得税は自動車の取得の事実に担税力を認めて課税するものであって、消費税とはそもそも課税根拠が異なり、多くの欧州諸国においても一般消費税との併課が行われているところである。さらに、自動車取得税においては、現在のエコカー減税は言うに及ばず、30年以上も前から、環境性能の優れた自動車の買換えを促進する趣旨で特例措置が講じられてきており、グリーン化へのインセンティブ税制としての役割を担ってきたことにも十分留意する必要がある。

⑹　社会保障と税に関わる番号制度

社会保障と税に関わる番号制度は、社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めるための重要な基盤となるものである。政府は「番号法案」（仮称）の国会提出を予定しているが、番号制度が所期の目的を達成するためにも、住民に関する各種の情報を有する地方自治体の意見を踏まえ、検討を進めていくことが必要である。

4　地域主権改革の一層の推進

我が国の経済社会が厳しい状況にある中で、不安にさらされている人々の暮らしを守り、地域社会の再生を図ることが求められている。それをなし得るのは住民に身近な地方自治体であり、また、地方自治体はその責務を負っている。

今こそ、地域主権改革を前進させ、地域が自らの施策を自己決定できる仕組みを速やかに確立すべきである。３に述べた地方税の改革に加え、各分野について次のような方向で改革を進めるべきである。

⑴　地方交付税の機能の発揮

○財源保障・財源調整機能の一体的発揮

地方交付税制度は、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障しており、また、この財源保障によって地域間の財源の不均衡を是正する財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方交付税が有するこの財源保障機能と財源調整機能は一体不可分なものでなければならない。

地域における人々の暮らしを守り、疲弊した地域の再生を図るためには、地方交付税の必要な総額を確保し、地方交付税がその本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を十分発揮していくことが不可欠である。

今後、地域主権改革が進展し、地方自治体が一層自立することとなれば、地方交付税制度は、特定の行政分野の財源を保障する国庫補助負担金制度に比して、標準的な行政分野全般にわたる財源を保障し、地方自治を支える仕組みとして、一層重要さを増す。

○法定率の引上げ

地方交付税は、国税５税の一定割合とされているが、この国税５税の法定率分が必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により、必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第６条の３第２項）。

昨今の地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じ、平成８年度以降16年間連続で同条項に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げはなされていない。同法の定める本来の姿に立ち戻って、地方交付税の法定率の引上げにより、地方の財源不足を解消し、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるべきである。

また、国税５税の一定割合は、本来地方の税収とすべきものを、国が代わって徴収しているもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。この地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税５税の一定割合を、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

⑵　地方債に対する関与の見直し

地方自治体が自らの判断で起債できることは、自治の重要な条件である。地方債に対する国の関与は、地方債の総量についてのマクロ経済との調整や地方財政の健全性確保、地方債全体の信用維持が主な目的であるが、国の関与はこれらの目的の達成のために必要な範囲にとどめるべきであり、そうした観点で見直しを進めていく必要がある。

本年８月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第２次一括法）」が成立し、財政状況が普通の団体が民間資金債を発行する場合には協議を不要として事前届出とする見直しが行われた。この地方債の届出制度を平成24年度から円滑に導入するため、リスク・ウェイトがゼロという地方債の現行の位置付けに影響を与えることのないよう十分に配慮するとともに、地方債に対する市場の信認を維持できるよう市場関係者等に制度の周知徹底を図る必要がある。

⑶　国庫補助負担金等の縮減

○国庫補助負担金

国庫補助金は、地方自治体の財政運営の自主性を制約するものであり、縮減していくべきである。ひも付き補助金の一括交付金化は、地方自治体の裁量を広げるものとして評価できるが、国が配分の権限を持ち、使途を制限している限り、地方自治体にとっては、使い勝手のいい補助金の域を出ない。一括交付金については、地方に税源移譲するまでの間の過渡的な制度であることを明確にするべきである。